

歯周病検診のお知らせ ～歯から健康を守りましょう～

歯周病は口の中だけでなく、全身の健康にも害を与える病気です。市では、市民の皆さんが高齢になっても自分の歯で食べる楽しみのある豊かな人生を送れることを願い、歯周病検診を実施します。専門家に診てもらい、口の健康状態を知っておくことが大切です。この機会に検診を受けましょう。



- ◇対象者 市内在住の20歳以上の方
- ◇検診内容 問診、歯科医師による検診（歯や歯肉の検査・口腔清掃状態のチェック等）、歯科衛生士によるブラッシング指導等
- ◇料金 500円
ただし、70歳以上の方、生活保護世帯、市民税非課税世帯（同意書が必要）は無料
- ◇申込方法 希望の方は豊岡市保健センター ☎24-1127または各総合支所に電話で申し込みください。
- ◇申込締切 10月27日（金）

◇検診会場および日時

地域	月 日	受付時間	会 場
豊岡	11月 6日 (月)	13:00～14:00	豊岡市保健センター
城崎	11月10日 (金)	13:00～14:00	城崎健康福祉センター
竹野	11月 9日 (木)	9:30～10:30	竹野健康福祉センター
日高	11月16日 (木)	13:30～14:30	日高健康福祉センター
出石	12月 8日 (金)	13:30～14:00	出石健康福祉センター
但東	11月13日 (月)	13:30～14:30	但東健康福祉センター

あなたの事業所・グループなどを支援します

事業名	新産業創出支援事業 (生活・サービス産業創出)	コミュニティー・ビジネス離陸応援事業
応募資格	次のいずれかに該当する中小企業者、組合、創業予定者、企業グループ、産業支援NPO ①兵庫県内に事業所を有する方 ②兵庫県内で新たに事業を開始する方 ③他府県で既に事業を開始しているが、新たに兵庫県内への進出予定の方	兵庫県内に活動拠点を置き、兵庫県内を活動領域として新たにコミュニティー・ビジネスでの起業を予定しているグループ等（任意のグループのほか、特定非営利活動法人、株式会社、有限会社等）が対象です。 なお、平成11～17年度に、この補助を受けたグループ等は応募できません。
補助対象事業	次の分野における新規性・独創性を有する新規事業開発（製造業を除く）で、申請からおおむね1年以内に事業化がなされるもの ①医療・福祉分野 ②生活文化分野 ③環境・エネルギー分野 ④輸送・物流分野 ⑤ビジネスサポート分野 ⑥防災・安全分野	次のような考え方で行われる事業 ①コミュニティーのさまざまな生活ニーズを満たすために、有償で行われる事業であること ②事業に参加する方が、労働の対価（収入）を得られる事業であること ③事業から生まれた利益は、コミュニティーのために還元されること ④立ち上がり後、継続して実施される事業であること
補助対象経費	(1)サービス実証事業 ①原材料の購入費 ②店舗等の改装、撤去、借上、修繕経費 ③機械装置購入、製造等経費 ④工具器具購入、製造等経費 ⑤外注加工、店舗・商品デザイン等経費 ⑥測定・分析費等 (2)ビジネスモデル開発事業、販路開拓事業 ①専門家等謝金・旅費 ②出展・調査費 ③調査研究等委託・外注費 ④知的財産取得費 ⑤データベース利用料	事業の立ち上がりが必要と認められる下記の経費 ①事務所賃料 ②初度備品費（調理器具、福祉車両、パソコン等の購入費・リース料） ③立ち上がりのために、特に必要となる作業に従事させるため、臨時的に採用するアルバイトやパートの賃金
支援内容	(1)補助金 ○補助額：50～200万円 ○補助期間：1年間（ただし、審査委員会が必要性が認められた場合は2年間） ○補助率：補助対象経費の1/2以内 (2)融資 ○融資限度額：1億円 ○融資利率：1.1% ○融資期間：10年以内（据置2年以内） ※金融機関において融資の適否が審査されます。 ※産業支援NPOは融資制度の対象外です。	事業の立ち上がり経費の補助 ○補助額：100万円以内 ○補助期間：1年間（ただし、事業を本格的に展開し、ビジネス体制を強化されるグループ等は平成19年度の「コミュニティー・ビジネス育成支援事業」に応募できます） ○補助率：補助対象経費の1/2以内

《問合せ》但馬県民局地域振興部商工労政課 ☎26-3685 ※受付：随時（審査の上、予算の範囲内で認定します）